

# 瑞穂町 第3期障害福祉計画

平成24年3月

瑞 穂 町



## はじめに

瑞穂町は、『瑞穂町障害福祉計画（第1期・第2期）』を策定し、障がいのある人についての相談体制の充実や、就労の促進と支援を図る「瑞穂町障害者就労支援センター」の開設などの取り組みを積極的に進めてまいりました。



国の動向に目を向けると、昨年6月に障害者虐待防止法が制定され、7月には障害者基本法の改正が行われるなど、障がいのある人に関する法制が矢継ぎ早に改変されています。また、障害者自立支援法を改正し、障害福祉サービスの対象を難病患者にも拡大する障害者総合支援法を平成25年4月から施行することを目指しています。

こうした中、平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とする『瑞穂町第3期障害福祉計画』を策定しました。

この計画は、障害福祉サービス等に関する数値目標やサービスの見込量とその確保の方策などについて定める計画ですが、直接の上位計画である『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』の理念である「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ～すべての人を包み込む福祉社会をみざして～」を継承し、障害者自立支援法に準じた事業と、サービスの取り組みの方向性について取りまとめたものです。

今後は、本計画の推進により、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、自立した生活を送ることができるよう環境整備等に努めて参ります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたりましては、福祉関係団体等の代表者で構成する「瑞穂町地域保健福祉審議会」及び「障害福祉計画専門分科会」において検討を重ねていただき、審議会より報告をいただきました。

結びに、審議会・専門分科会にて熱心にご審議をいただきました委員の皆様をはじめ本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

平成24年3月

瑞穂町長

**石塚幸右衛門**



# 目 次

## 第1編 計画策定の趣旨

第1章	計画の改定にあたって	3
1	第3期障害福祉計画策定の背景	3
2	計画の概要	4
3	計画の策定体制	6
4	新しい自立支援システムの全体像	7

## 第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状

第1章	障がいのある人の現状	11
1	人口及び障がいのある人の推移	11
2	各手帳所持者数の状況	12
第2章	第2期計画の進捗状況	14
1	指定障害福祉サービス・指定相談支援	14
2	地域生活支援事業	17
第3章	アンケート調査結果の概要	21
1	アンケート調査の概要	21
2	アンケート調査結果の要約	22
3	アンケート結果からみた課題	25

## 第3編 計画の基本的考え方

第1章	基本理念	29
第2章	基本目標	30
第3章	本計画における視点	32

## 第4編 平成26年度の将来像

第1章	障がい者数の推計	37
第2章	3つの数値目標	38
1	「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標	39
2	「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標	40
3	「福祉施設から一般就労への移行」の目標	41

## 第5編 基本計画

[基本計画 体系図] .....	45
第1章 指定障害福祉サービス・相談支援 .....	46
1 サービス見込量の考え方 .....	46
2 サービス見込量一覧 .....	47
3 訪問系サービス .....	48
4 日中活動系サービス .....	49
5 居住系サービス .....	55
6 相談支援（サービス利用計画等の作成） .....	57
第2章 地域生活支援事業 .....	58
1 サービス見込量の考え方 .....	58
2 サービス見込量一覧 .....	59
3 地域生活支援事業の推進 .....	60

## 第6編 計画の推進

第1章 推進体制 .....	71
1 啓発・周知の徹底 .....	71
2 サービスの提供体制の確保 .....	71
3 相談支援体制の構築、「自立支援協議会」の設置 .....	71
4 町民との協働体制の構築・強化 .....	71
5 庁内及び東京都との連携体制の構築 .....	72
第2章 計画の達成状況の評価・点検 .....	72
第3章 町民意見等の計画への反映 .....	72

## 資料編

1 障害の「害」の表記について .....	75
2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例 .....	76
3 瑞穂町地域福祉計画審議会条例施行規則 .....	78
4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿 .....	79
5 瑞穂町第3期障害福祉計画策定経過 .....	81

—第1編 計画策定の趣旨—



# 第1章 計画の改定にあたって

---

## 1 第3期障害福祉計画策定の背景

瑞穂町では、町民、事業者、行政が協働して地域保健福祉を推進することにより、すべての町民が尊厳を持ち、地域の中で生涯にわたって安心して住み続け、自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目ざして、平成18年3月に「瑞穂町地域保健福祉計画」を、平成23年3月に「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」を策定しました。

一方、平成18年度に障害者自立支援法の施行を機に策定した第1期瑞穂町障害福祉計画（以下、第1期計画という）は、「瑞穂町地域保健福祉計画」における様々な分野の中でも、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした計画となっています。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスがすべての障がい者に提供されるようサービス量の確保に努めてきました。平成23年度までの中間年にあたる平成20年度に、第1期計画を見直し新たに第2期瑞穂町障害福祉計画（以下、第2期計画という）を策定したところです。

今回は、平成24年度から平成26年度の3か年を計画期間として、新体系移行後の計画として第3期瑞穂町障害福祉計画（以下、第3期計画という）を策定するものです。

ただし、計画期間の途中において、障害者総合支援法が制定\*された際に、計画見直しとなる可能性があること等を踏まえ、第3期計画の策定にあたっての基本的な考え方は、第2期計画の考え方を継承するものとします。

---

\* 国では、現行の障害者自立支援法を改正して後継の障害者総合支援法を平成25年4月から施行することを予定しています。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者自立支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

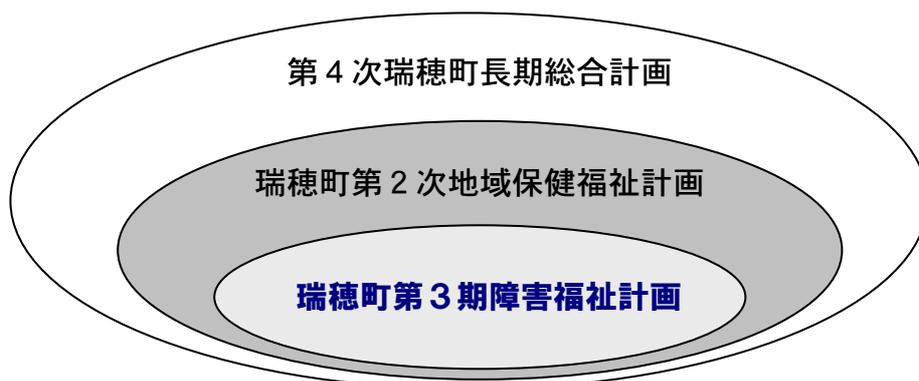
市町村障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、策定が義務付けられている計画です。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、「瑞穂町第 2 次地域保健福祉計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針として取りまとめられた計画です。

したがって、「瑞穂町第 2 次地域保健福祉計画」と一体的に取り組んでいきます。

また、町の総合計画である「第 4 次瑞穂町長期総合計画」を上位計画としていることから、本計画も同様に「第 4 次瑞穂町長期総合計画」との整合性を図るとともに、東京都や国の計画との整合性を有するものです。





### **3 計画の策定体制**

#### **(1) 「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」の設置**

障がいのある人等の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、障害福祉の観点からだけでなく、雇用、教育、医療等の分野を越えて総合的な取組が不可欠です。本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、サービスを利用する障がいのある人等をはじめ、行政機関、企業、医療機関、町民からの公募、また、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い分野の関係者から構成される「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」を設置しました。

本計画の理念及び目標を共有した上で、共通の課題認識に立って意見の集約を図り、計画内容の検討を行いました。

#### **(2) 庁内関係各課等及び都との連携体制の構築**

計画の策定にあたっては、瑞穂町福祉課を中心に庁内の関係各課、施設や福祉団体などの関係機関との連携を円滑にし、実効性のある計画づくりに努めました。

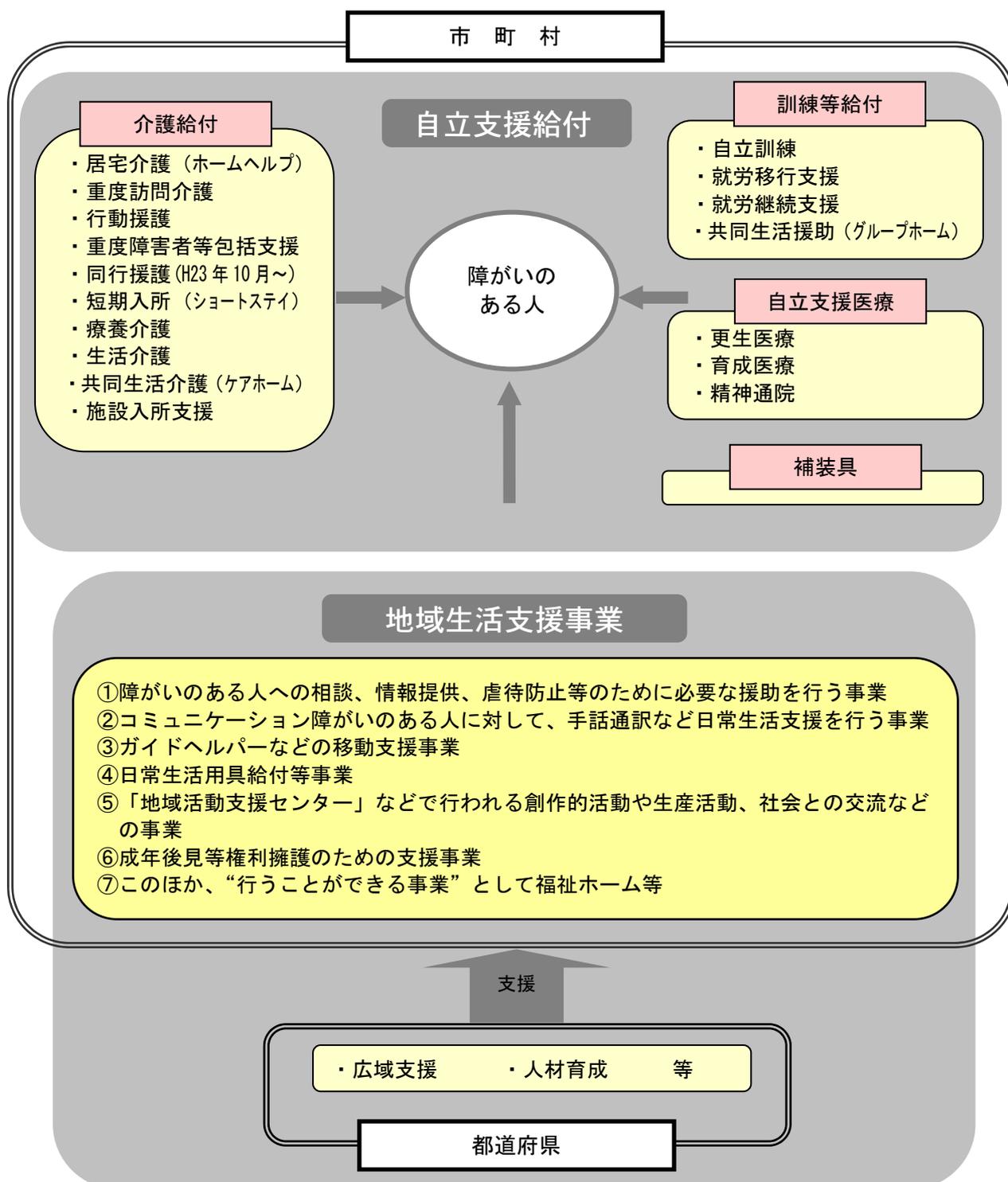
また、東京都の広域的調整との整合性を図り、円滑な事業実施を行うために、都の関係部局との密接な連携のもと、計画を作成しました。

#### **(3) 本計画に対する地域社会の理解促進**

本計画を推進するに際して、グループホーム等のサービス提供基盤の整備推進等、障がい及び障がいのある人等への地域社会の理解が深まり、共通の目標に向かってともに取り組んでいくことができるように、広報等を通じて計画の啓発・周知に努めます。

## 4 新しい自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。





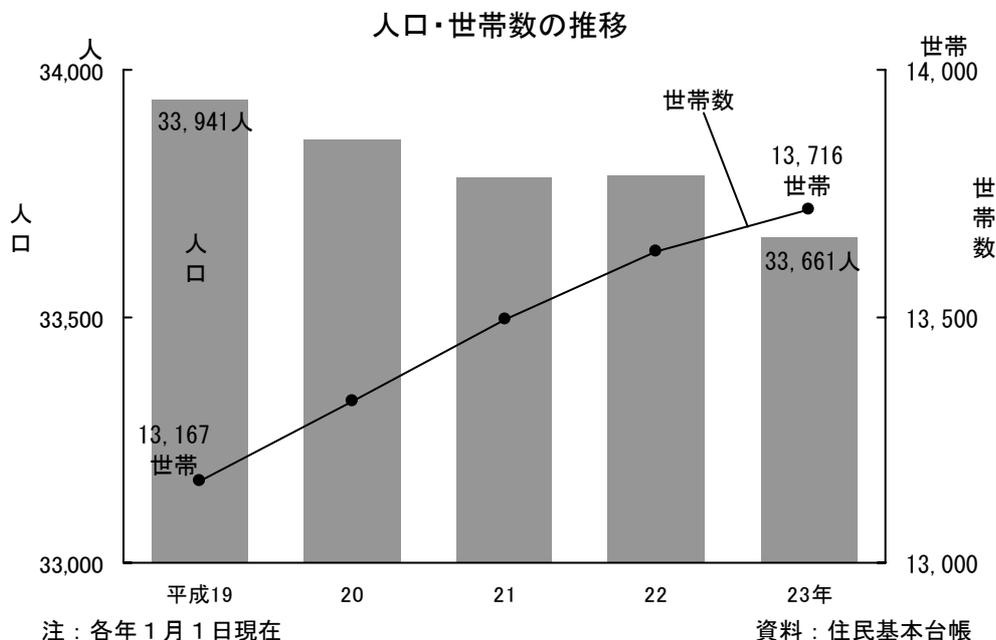
—第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状—



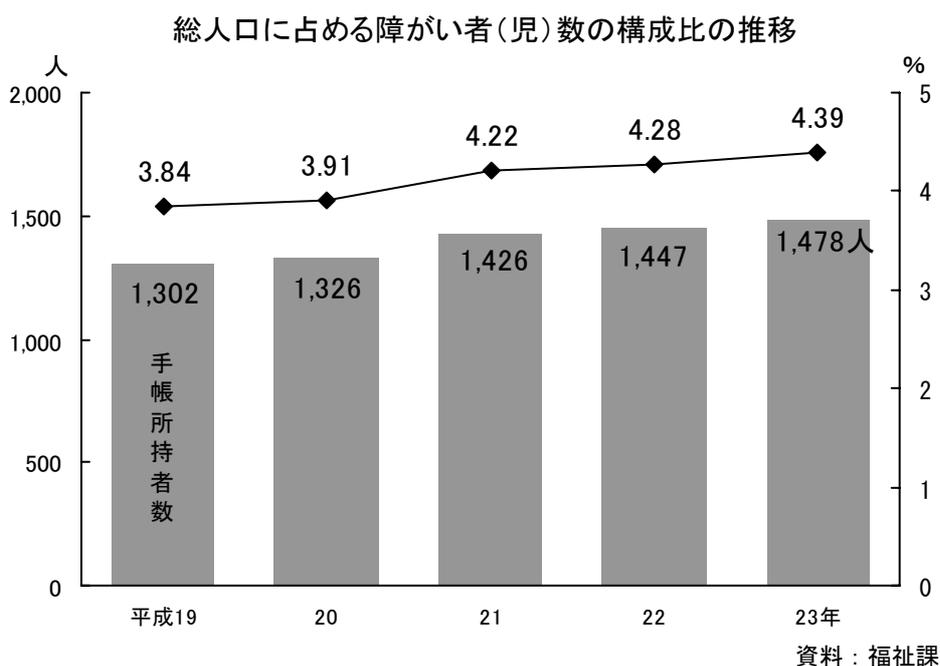
# 第1章 障がいのある人の現状

## 1 人口及び障がいのある人の推移

本町の総人口は3.3万人前後で推移していますが、年々減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあります。



障がい者（児）数は増加傾向にあり、総人口に占める障がい者（児）数の割合は、平成19年度の3.84%から平成23年度には4.39%と、0.55ポイント増加となっています。



## 2 各手帳所持者数の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 23 年 8 月 1 日現在 999 人となっています。

等級別では、1 級が 300 人前後、2 級から 4 級が 200 人前後となっています。主な障がいの部位別では、肢体不自由の人が 600 人前後と多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計	979	976	999
1 級	291	294	302
2 級	187	183	184
3 級	166	165	169
4 級	226	225	228
5 級	53	57	58
6 級	56	52	58

(資料) 瑞穂町資料による(事務報告書)

主な障がいの部位別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合計	979	976	999
視覚	53	55	54
聴覚	69	67	68
音声・言語	9	7	9
肢体不自由	591	590	602
内部障害	257	257	266

※平成 21、22 年度は、3 月 31 日現在の人数

## (2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年8月1日現在264人となっています。

等級別では、4度が100人前後と多くなっています。

年齢別では、18歳未満は60人前後、18歳以上は200人前後で推移しています。

等級別愛の手帳所持者の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	257	260	264
1度	9	8	8
2度	83	82	84
3度	69	67	66
4度	92	99	102
その他	4	4	4

(資料) 瑞穂町資料による(事務報告書)

年齢別愛の手帳所持者の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	257	260	264
18歳未満	67	69	58
18歳以上	190	191	206

## (3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年8月1日現在215人となっています。

精神保健福祉手帳所持者の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	190	211	215
1級	20	23	23
2級	107	120	123
3級	63	68	69

(資料) 瑞穂町資料による(事務報告書)

## 第2章 第2期計画の進捗状況

### 1 指定障害福祉サービス・指定相談支援

#### (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量（時間/月）	1,806	1,804	1,919	1,358
達成率（%）	99.9		70.8	

※実績値は各年度3月実績

（資料）瑞穂町資料による

## (2) 日中活動系サービス

		平成 21 年度		平成 22 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	供給量 (人/月)	16	14	20	21
	達成率 (%)	87.5		105.0	
自立訓練 (機能訓練)	供給量 (人/月)	1	0	1	0
	達成率 (%)	0		0	
自立訓練 (生活訓練)	供給量 (人/月)	1	3	1	3
	達成率 (%)	300.0		300.0	
就労移行支援	供給量 (人/月)	7	7	4	4
	達成率 (%)	100.0		100.0	
就労継続支援 (A型)	供給量 (人/月)	1	1	1	1
	達成率 (%)	100.0		100.0	
就労継続支援 (B型)	供給量 (人/月)	22	17	40	53
	達成率 (%)	77.3		132.5	
療養介護	供給量 (人/月)	0	0	1	0
	達成率 (%)	-		0	
児童 デイサービス	供給量 (延人日/月)	3	0	3	0
	達成率 (%)	0		0	
	供給量 (人/月)	-	0	-	0
	達成率 (%)	-		-	
短期入所	供給量 (延人日/月)	50	100	51	103
	達成率 (%)	200.0		202.0	
	供給量 (人/月)	-	20	-	14
	達成率 (%)	-		-	
旧入所サービス分	供給量 (人/月)	10	15	5	8
	達成率 (%)	150.0		160.0	
旧通所サービス分	供給量 (人/月)	4	5	2	4
	達成率 (%)	125.0		200.0	

※実績値は各年度3月実績

### (3) 居住系サービス

		平成 21 年度		平成 22 年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	
共同生活援助 共同生活介護	供給量 (人/月)	21	21	23	22	
	達成率 (%)	100.0		95.7		
うち知的障がい者	供給量 (人/月)	19	21	21	19	
	達成率 (%)	110.5		90.5		
	うち精神障がい者	供給量 (人/月)	2	0	2	3
		達成率 (%)	0		150.0	
施設入所支援	供給量 (人/月)	4	6	10	12	
	達成率 (%)	150.0		120.0		
旧入所サービス分	供給量 (人/月)	10	15	5	8	
	達成率 (%)	150.0		160.0		

※実績値は各年度 3 月実績

### (4) 指定相談支援 (サービス利用計画作成)

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (時間/月)	1	0	1	0
達成率 (%)	0		0	

※実績値は各年度 3 月実績

## 2 地域生活支援事業

### (1) 相談支援事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (か所)	3	3	3	3
達成率 (%)	100.0		100.0	

### (2) コミュニケーション支援事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者派遣 事業 (件/月)	15	0	15	0
達成率 (%)	0		0	

### (3) 日常生活用具等給付事業

		平成 21 年度		平成 22 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	供給量 (件/月)	1	10	1	5
	達成率 (%)	1000.0		500.0	
自立生活支援用具	供給量 (件/月)	7	8	7	9
	達成率 (%)	114.3		128.6	
在宅療養等支援用具	供給量 (件/月)	1	4	1	4
	達成率 (%)	400.0		400.0	
情報・意思疎通支援用具	供給量 (件/月)	3	6	3	5
	達成率 (%)	200.0		166.7	
排泄管理支援用具	供給量 (件/月)	480	434	480	472
	達成率 (%)	90.4		98.3	
在宅改修費	供給量 (件/月)	1	1	1	1
	達成率 (%)	100.0		100.0	

### (4) 移動支援事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	68	65	69	47
達成率 (%)	95.6		68.1	

### (5) 地域活動支援センター (Ⅱ型)

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	9	13	20	20
達成率 (%)	144.4		100.0	

## (6) 知的障害者職親委託制度

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (件/月)	1	1	1	1
達成率 (%)	100.0		100.0	

## (7) 日中一時支援事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	10	4	11	2
達成率 (%)	40.0		18.2	

## (8) 社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)

		平成 21 年度		平成 22 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
免許取得	供給量 (人/月)	1	0	1	0
	達成率 (%)	0		0	
改造助成	供給量 (人/月)	2	1	2	0
	達成率 (%)	50.0		0	

### (9) 訪問入浴サービス事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	3	2	4	3
達成率 (%)	66.7		75.0	

### (10) 更生訓練費給付事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	2	1	2	1
達成率 (%)	50.0		50.0	

### (11) 障害児タイムケア事業

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人/月)	-	-	20	30
達成率 (%)	-		150.0	

※平成 22 年度から事業開始。

## 第3章 アンケート調査結果の概要

### 1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査の目的

瑞穂町における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の現状を把握し、第3期障害福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### (2) 調査対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者。

#### (3) 調査期間

平成23年8月下旬～9月下旬。

#### (4) 調査方法

郵送配付・郵送回収。

#### (5) 回収状況

	配付数	調査期間内に届いた調査票		調査期間を過ぎて届いた調査票を含む	
		回収数 (重複障がい含む※)	回収率	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	971	560 (585)	57.7%	563	58.0%
愛の手帳所持者	253	154 (155)	60.9%	154	60.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	150	76 (81)	50.7%	76	50.7%
合計	1,374	790	57.5%	793	57.7%

※3障がい別の集計は、重複障がいを含む回収数（括弧内の数字）で行いました。

## 2 アンケート結果の要約

アンケート設問内容		身体障害者手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	課題等
1 アンケート対象者について	調査票記入者	「本人」が7割と多い。	「親」が5割で最も多く、次いで「本人」3割。	「本人」が9割弱と多い。	
	年齢	「65歳以上」が6割と多い。	「30代」が4割弱で最も多く、次いで「18～29歳」2割、「6～17歳」2割弱。	「40代」が3割で最も多く、次いで「30代」2割強。	
	性別	「男性」52.3% 「女性」46.9%	「男性」60.6% 「女性」38.1%	「男性」53.1% 「女性」46.9%	
	手帳の種類	「1級」34.7%と最も多く、次いで「4級」24.1%、「2級」15.0%、「3級」14.9%など。  手帳に記された障がい名は、「下肢機能障害」が4割と最も多く、次いで「上肢機能障害」2割半ば、「心臓機能障害」1割半ばなど。	「2度」43.9%と最も多く、次いで「4度」29.0%、「3度」22.6%、「1度」4.5%。	「2級」63.0%が最も多く、次いで「3級」30.9%、「1級」6.2%。	
	住まい	「持ち家」が6割半ばで最も多く、次いで「公営住宅」「アパートなど民間の借家」がそれぞれ1割強など。	「持ち家」が4割強で最も多く、次いで「障がい者施設」2割半ば、「グループホーム」「公営住宅」がそれぞれ1割強など。	「持ち家」が4割強で最も多く、次いで「アパートなどの民間の借家」3割弱、「公営住宅」1割強など。	
	家族構成	「核家族」が3割半ばで最も多く、次いで「夫婦のみ」3割、「ひとり暮らし」「三世同居」がそれぞれ1割強など。	「核家族」が7割半ばで最も多い。	「核家族」が半数弱で最も多く、次いで「ひとり暮らし」2割、「夫婦のみ」1割強など。	
2 障がいに対する理解について	地域における障がいに対する理解	『理解している』半数強、『理解していない』2割半ば。	『理解している』4割、『理解していない』3割。	『理解している』3割弱、『理解していない』4割強。	地域やまわりの人に、障がいについてさらに理解してもらうことが重要。
	障がいに対するまわりの理解	『深まった』3割強、『深まっていない』1割強。	『深まった』2割強、『深まっていない』1割半ば。	『深まった』1割半ば、『深まっていない』3割。	
	障害者自立支援法のサービスについて	「よくわからない」が半数と最も多く、次いで「サービスを利用する際に1割の自己負担が始まったことを知っている」3割など。	「よくわからない」が5割半ばと最も多く、次いで「自分の利用するサービス名、内容などをある程度知っている」3割など。	「よくわからない」が4割半ばと最も多く、次いで「サービスを利用する際に1割の自己負担が始まったことを知っている」3割半ば。	サービスについて周知徹底を図る必要がある。

3 障がい者の生活支援について	家族以外の相談先	「病院・医院」「相談しない」「役場の窓口、保健師」がそれぞれ3割弱と多い。	「障がい者施設」が4割半ばで最も多く、次いで「病院・医院」2割半ば、「役場の窓口、保健師」「相談しない」がそれぞれ1割半ばなど。	「病院・医院」が4割半ばで最も多く、次いで「障がい者施設」2割強、「役場の相談窓口、保健師」2割半ばなど。	
	相談先での対応	『聞いてくれる』が5割半ばで最も多く、次いで「わからない」3割弱など。	『聞いてくれる』が7割弱で最も多く、次いで「わからない」2割など。	『聞いてくれる』が6割半ばで最も多く、次いで「わからない」『聞いてくれない』それぞれ1割強など。	
	より相談しやすくなるために必要なこと	「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること」が3割半ばで最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」3割強、「専門的な相談に応じてくれること」2割半ばなど。	「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること」がそれぞれ4割弱で最も多く、次いで「専門的な相談に応じてくれること」2割半ばなど。	「親身になって、さまざまなことの相談に応じてくれること」が6割強で最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」4割、「専門的な相談に応じてくれること」4割弱など。	親身になってさまざまな相談に応じることができるよう、対応する人の育成を図る必要がある。
	地域活動への参加	「参加してみたいが、していない」「参加したくない」それぞれ4割弱と多い。	「参加してみたいが、していない」4割で最も多く、次いで「参加している」3割半ばなど。	「参加したくない」5割半ばで最も多く、次いで「参加してみたいが、していない」2割弱、「参加している」1割半ばなど。	
	地域活動への参加意向	「参加したいが、むずかしい（できない）」が4割弱で最も多く、次いで「参加したくない」3割強、「参加したい」2割。	「参加したい」4割強で最も多く、次いで「参加したいが、むずかしい（できない）」3割弱など。	「参加したくない」4割半ばで最も多く、次いで「参加したいが、むずかしい（できない）」2割半ば、「参加したい」2割強。	
	地域活動に参加しない理由	「障がい重い、高齢だから」4割弱で最も多く、次いで「どのような活動があるかわからないから」3割強など。	「どのような活動があるかわからないから」半数で最も多く、次いで「参加するには介助が必要だから」3割半ばなど。	「どのような活動があるかわからないから」半数で最も多く、次いで「参加するまでの移動手段がないから」2割強など。	地域活動について周知を図る必要がある。
	制度や事業の認知度	◆成年後見制度:「まったく知らない」半数弱で最も多く、次いで「名前を知っている程度」2割強など。 ◆地域福祉権利擁護事業:「まったく知らない」7割弱、「名前を知っている程度」1割半ば。 ◆苦情解決制度:「まったく知らない」6割半ば、「名前を知っている程度」1割半ば。	◆成年後見制度:「まったく知らない」半数強で最も多く、次いで「名前を知っている程度」2割半ばなど。 ◆地域福祉権利擁護事業:「まったく知らない」7割強、「名前を知っている程度」1割半ば。 ◆苦情解決制度:「まったく知らない」6割半ば、「名前を知っている程度」2割	◆成年後見制度:「まったく知らない」6割半ばで最も多く、次いで「名前を知っている程度」2割など。 ◆地域福祉権利擁護事業:「まったく知らない」8割。 ◆苦情解決制度:「まったく知らない」8割半ば。	制度や事業について周知徹底を図る必要がある。

	障がい者の声が反映されているか	「わからない」4割弱、『反映されていない』3割弱、『反映されている』2割半ば。	「わからない」4割強、『反映されていない』3割強、『反映されている』2割半ば。	「わからない」『反映されていない』それぞれ3割半ば、『反映されている』3割弱。	
4 障がい者の暮らし環境について	災害時に心配なこと	「避難所での生活がむずかしい」「ひとりでの避難がむずかしい」それぞれ3割半ば、「薬の手配がむずかしい」3わりなど。	「ひとりでの避難がむずかしい」「避難所での生活がむずかしい」それぞれ6割、「助けを求めることがむずかしい」半数弱など。	「薬の手配がむずかしい」6割半ば、「避難所での生活がむずかしい」半数弱、「ひとりでの避難がむずかしい」3割など。	
	災害時支援の登録制度	「登録していない」7割弱、「登録している」2割半ば。	「登録していない」6割強、「登録している」3割半ば。	「登録していない」9割。	
	災害時支援の登録制度に登録していない理由	「同居家族がいるから」半数強など。	「同居家族がいるから」「その他」それぞれ4割半ばなど。	「その他」半数強など。	災害時支援の登録制度について周知徹底を図る必要がある。
		「その他」を選択した230人のうち、その主な内容は、「登録制度を知らない」112人、「施設に入所中」16人、「必要ないから」6人など。			
	暮らしの中で不便に感じたり、困ったりすること	「特にない」3割弱、「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」「歩道に問題が多い」それぞれ2割半ば、「バスなどの交通機関が少ない」2割など。	「歩道に問題が多い」半数弱、「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」4割、「バスなどの交通機関が少ない」3割半ばなど。	「バスなどの交通機関が少ない」「人の目が気になる」それぞれ4割弱、「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」3割半ばなど。	歩道の問題（狭い、スロープや誘導ブロックの不備など）を解消し、また交通機関の充実を図る。
5 障がい者の教育・雇用について	障がい者の教育・雇用について	「特にない」3割半ば、「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」2割半ばなど。	「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」「教職員の障がいへの理解を深めること」それぞれ5割半ば、「施設、設備、教材を充実すること」3割半ばなど。	「教職員の障がいへの理解を深めること」4割半ば、「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」4割、「医療的なケアを受けられるようにすること」3割など。	
	働きやすい環境にするために望むこと	「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」3割半ば、「特にない」3割強など。	「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」「柔軟な就労条件が整うこと」「事業主や職場の仲間の理解があること」それぞれ6割強など。	「事業主や職場の仲間の理解があること」6割弱、「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」「柔軟な就労条件が整うこと」それぞれ5割半ば。	
	パソコンやインターネットの利用	「パソコンやインターネットは利用したくない」3割強、「パソコンやインターネットを利用していないが、できればと思う」3割弱など。	「パソコンやインターネットを利用していないが、できればと思う」4割弱、「パソコンやインターネットは利用したくない」3割弱など。	「パソコンやインターネットを利用していないが、できればと思う」3割強、「パソコンやインターネットは利用したくない」3割弱、「インターネットを利用している」2割強など。	

6 障がい福祉サービスについて	福祉サービスの認知度	◆利用したことがある・利用している：「居宅介護（ホームヘルプ）」10.1%（58人）、「短期入所（ショートステイ）」9.6%（55人）、「日常生活用具給付事業」8.4%（48人）、「自立訓練（機能訓練）」7.5%（43人）など。	◆利用したことがある・利用している：「生活介護」33.5%（52人）、「施設入所支援」31.6%（49人）、「短期入所（ショートステイ）」22.6%（35人）など。	◆利用したことがある・利用している：「居宅介護（ホームヘルプ）」13.6%（11人）、「共同生活援助（グループホーム）」8.6%（7人）、「相談支援事業」7.4%（6人）など。	
	福祉サービスの利用意向	「居宅介護（ホームヘルプ）」7.0%（40人）、「短期入所（ショートステイ）」5.9%（34人）、「生活介護」4.5%（26人）など。	「施設入所支援」20.6%（32人）、「生活介護」18.1%（28人）、「短期入所（ショートステイ）」11.6%（18人）など。	「居宅介護（ホームヘルプ）」8.6%（7人）、「就労移行支援」「就労継続支援」それぞれ4.9%（各4人）など。	

### 3 アンケート結果からみた課題

以下に、アンケート結果からみた課題を整理します。

#### ◆障がいへの理解度の向上

地域やまわりの人に、障がいについてさらに理解してもらうことが重要となります。

#### ◆サービス利用や各種制度・事業・地域活動に関する周知

障害者自立支援法に基づくサービスについての内容や利用要件、自己負担額等について、また制度や事業、地域活動について知らないとする人が多い結果となっており、周知徹底が求められます。

#### ◆相談体制の充実

親身になってさまざまな相談に応じることができるよう、対応する人の育成を図る必要があります。

#### ◆災害時対策の充実

災害時に支援を受けるための登録制度について知らないとする人が、前回調査に引き続き多くなっています。登録制度の周知をはじめ、災害時対策の充実が望まれます。

#### ◆外出しやすい環境の整備

歩道が狭い、スロープや誘導ブロックの不備などの問題を解決・改善し、またバスなどの交通機関の充実を図っていく必要があります。

障害福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づく計画であり、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の目標値の設定や提供体制の確保を主眼とする計画であるため、上記にあげられた課題については、計画を推進していくなかで可能な限り解決に努めていきます。



—第3編 計画の基本的考え方—



## 第1章 基本理念

本計画は、「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」（平成23～27年度）の期間内における特定サービスの事業計画となることから、「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」の理念を継承し、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいきます。従って、「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」の基本的な考え方に基づき、地域でさまざまな課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み込みささえあっていく（ソーシャル・インクルージョン）という考え方の実現と、瑞穂町らしい障害福祉の充実を目ざし、町民との協働に基づき、事業の推進を図ります。

### ■基本的な考え方

- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆保健福祉情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

### ■基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ  
～すべての人を包み込む福祉社会を目ざして～

## 第2章 基本目標

---

「障害者自立支援法」では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障がいのある人等の自己選択と自己決定の尊重、サービス実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を柱とした制度改革が行われました。

本町では障害者自立支援法の考え方を踏まえて、本計画における基本目標は第1期、第2期計画を継承します。

### 基本目標1 障がいのある人の自立と社会参加の実現

障がいのある人の自立と社会参加を実現するためには、自らの選択で生活する場やサービス利用を決定できることが重要だと考えます。

障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、ニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとの差をコーディネートする相談機能の強化を図り、円滑に自ら選択・決定できる環境の整備を行います。

障がいのある人の自己選択・自己決定が可能な環境を整備することで、自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

### 基本目標2 利用者本位のサービス体系の構築

障がいの種別ごとに複雑化したサービスが精神障がい者も含めた3障がいが一元化された制度へ見直され、障がい福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、町では障がい種別間の格差の是正、サービス水準の地域格差の是正という観点（東京都の支援の活用も視野に入れ）に立ち、町の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の構築を図ります。

### **基本目標 3 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備**

障がいのある人の自立を促進するためには、まず安定した生活が確立される必要があると考えます。

障がいのある人の自立支援の観点から、「就労支援事業」のサービス提供基盤の一層の整備を図るとともに、町のみならず東京都の雇用施策との連携、町内の施設、福祉団体などの関係機関との連携も視野に入れた総合的な就労支援の展開を図ります。

また施設入所者が就労を理由として退所することが少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては特に地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備を図ります。

## 第3章 本計画における視点

---

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいきます。

### 1 必要な訪問系サービスの保障

従来、支援費制度に基づくホームヘルプサービスとして提供されていたサービスの利用者を基礎としつつ、精神障がい者を含めた3障がいを一元化し再編されたサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障がいのある人に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

特に精神障がい者に対する訪問系サービスの充実等、障がい種別間格差、地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

### 2 障がいのある人が希望する日中活動系サービスの保障

これまで小規模作業所を利用していた障がいのある人の法定サービスへの移行を推進するとともに、今後のサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の利用を希望する障がいのある人に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

### 3 施設入所・入院から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてグループホーム（「共同生活援助」を提供する住居）・ケアホーム（「共同生活介護」を提供する住居）の整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、「自立訓練」、「地域移行支援」等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。また、福祉施設における職員としての雇用の拡大にも取り組みます。

## 5 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

障がいのある人が地域において自らの選択に基づいて自立した生活を営むためには、サービスの提供基盤を整備することとともに、適切なサービス利用を支える相談体制の整備が必要と考えられるため、従来の相談機能の強化に取り組んでいきます。

また、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野からなる「自立支援協議会」について設置していきます。



—第4編 平成26年度の将来像—



# 第1章 障がい者数の推計

近年、町の人口（住民基本台帳）は減少傾向にあるものの、障がいのある人（手帳所持者）の数は、3障がいともおおむね増加傾向を示しています。

障がい者（手帳所持者）数の実績と見込み

単位：人

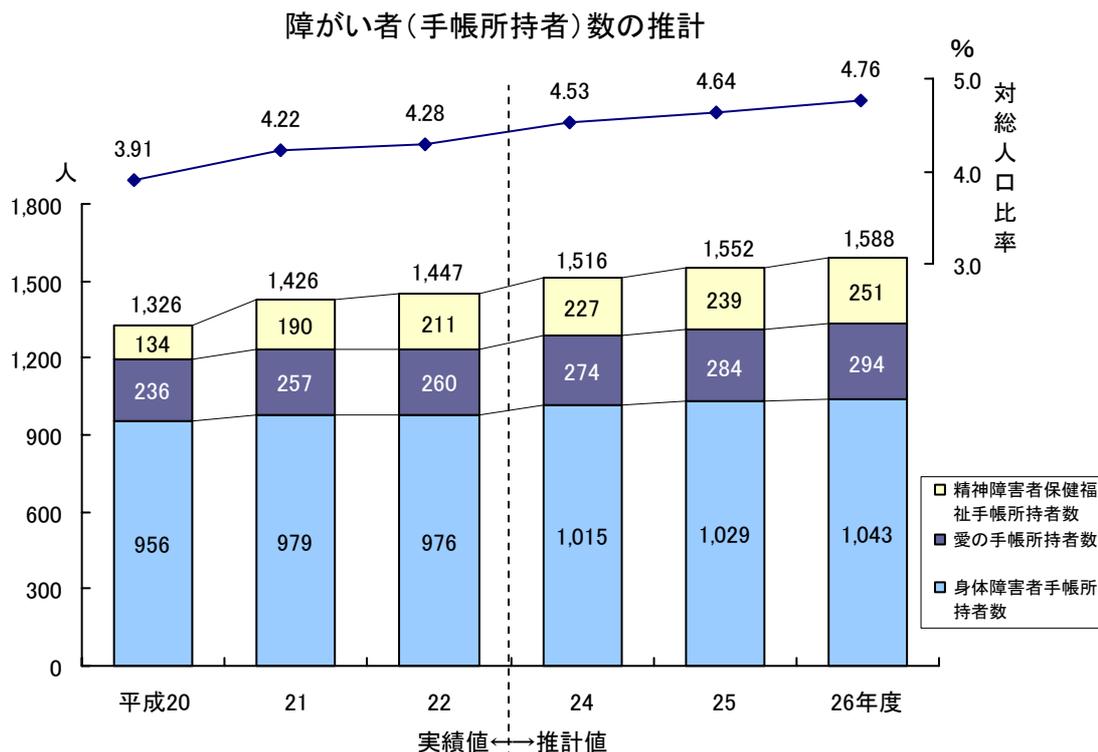
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	33,777	33,763	33,698	33,500	33,419	33,339
身体障害者手帳所持者数	956	979	976	1,015	1,029	1,043
愛の手帳所持者数	236	257	260	274	284	294
精神障害者保健福祉手帳所持者数	134	190	211	227	239	251
合計	1,326	1,426	1,447	1,516	1,552	1,588
対総人口比率 (単位：%)	3.93	4.22	4.29	4.53	4.64	4.76

※平成20～22年度は実績値を、24年度以降は推計人数をそれぞれ示しています。

人口については、住民基本台帳人口（各年1月1日現在）を、24年度以降は推計人口☆を掲載しています。

☆推計人口は、第4次瑞穂町長期総合計画策定のための基礎調査より、平成23年の推計値と実績値が近似している「総人口推計値最小の場合」の推計人口を用いました。

※平成24年度～26年度の各障害者手帳所持者数は、平成21年度と22年度の総人口に占める各手帳所持者の構成比の伸び率を適用して、平成24年度～26年度の推計人口に乗じて算出しました。



## 第2章 3つの数値目標

---

市町村障害福祉計画では、国の「基本指針」に基づき、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標を設定することが求められています。

また、東京都では「第3期障害福祉計画の策定に向けた区市町村における留意事項」を提示しています。

本町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、第1期計画の中に次の3つの「数値目標」を設定しました。本計画においても、第2期計画に引き続きこれらの数値目標を継承し、計画終了年度（平成26年度）における実現を旨とします。

# 1 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標

## ◆国の考え方（要旨）

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、第1期計画の作成時点において、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅（家庭復帰を含む。）等に移行する人の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましい。

## ◆東京都の考え方（要旨）

入所施設から地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が事業者と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要があります。

区市町村は、国の基本指針及び考え方にに基づき、現在までの実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における地域生活移行者数の数値目標を設定することとされています。

東京都では、各区市町村が国の考え方を踏まえて設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組む、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成します。

## ◆町の考え方と数値目標

平成17年10月時点での施設入所者数は20人でした。町では、平成26年度末までにそのうちの6人が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値目標	考え方
第1期計画策定時の施設入所者数	20人	平成17年10月1日時点
【目標値】地域生活移行者数	6人	平成17年10月1日時点の施設入所者の3割にあたる人数。平成26年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する予定の人の数。

## 2 「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標

### ◆国の考え方（要旨）

「退院可能精神障がい者の減少」という第2期計画期間まで設定していた目標については、客観的に分析・評価することが難しく、今回は定めないこととしています。

第3期計画では、「急性期の入院期間をさらに短縮化し入院長期化を防止すること」と「長期入院者の退院促進を進めること」という考え方から、「1年未満の入院者の平均退院率」と「入院5年以上かつ65歳以上の退院患者数」の2つの着眼点を提示します。

「都道府県は、着眼点に関して国が提示する指標を参考に、適切な目標値を定めること」としています。

### ◆東京都の考え方（要旨）

精神科病院から地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が精神科病院や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要があります。

都道府県は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績等を勘案して、平成26年度末における数値目標を設定することとされています。

数値目標の設定に当たって、国は、従来の「退院可能精神障害者」という指標ではなく、新たに「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という2つの着眼点と目標設定に当たっての指標を示しており、東京都は、国の指標を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、適切な数値目標を設定する必要があります。

併せて、従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は個別給付化され、障害者自立支援法に基づく地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）に再編されることから、区市町村、東京都及び関係機関のさらなる連携強化が求められています。

### ◆町の考え方

本町としての数値目標は設定しませんが、東京都の目標値に応じて、必要と推測されるサービス量を見込みます。

### 3 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

#### ◆国の考え方（要旨）

平成 26 年度において、障がい者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、平成 17 年度実績の4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとしています。

また、平成 26 年度末時点で、福祉施設の利用者のうち、2 割以上の人が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち 3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指します。

#### ◆東京都の考え方（要旨）

東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障がい者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しています。

「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数について、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成 26 年度において、平成 17 年度実績の2 倍以上（1,500 人）を目指します。

福祉施設からの一般就労移行者数について、実績の把握を着実にを行い、平成 26 年度において、平成 17 年度実績の4 倍（852 人）を目指します。

#### ◆町の考え方と数値目標

平成 17 年度の実績では、一般就労への移行者はいませんでした。町では、平成 26 年度末までに福祉施設から一般就労へ移行する人の数を 3 人とすることを目指します。

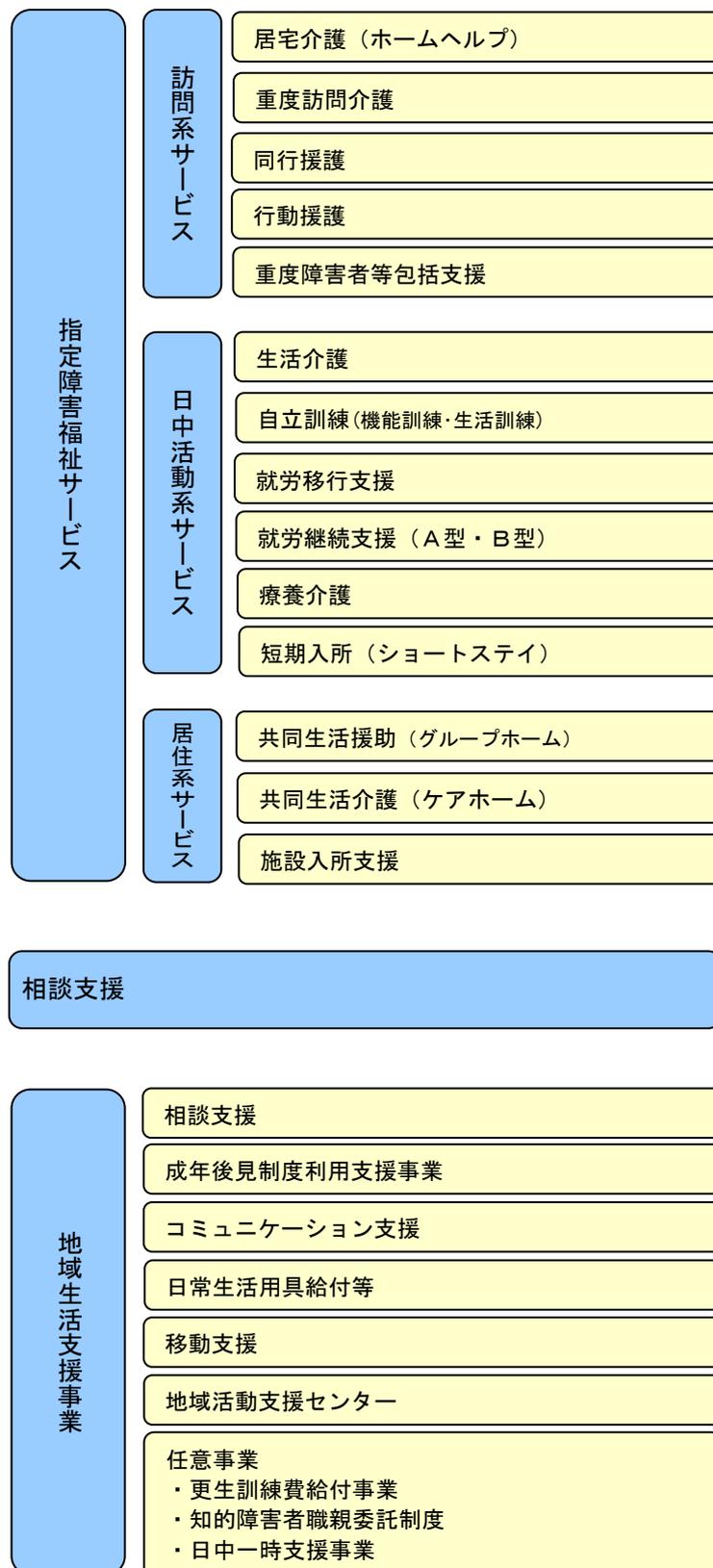
項目	数値目標	考え方
第 1 期計画策定時の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成 26 年度において一般就労する予定の人の数。



—第5編 **基本計画**—



## [基本計画 体系図]



# 第1章 指定障害福祉サービス・相談支援

## 1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、重度視覚障がい者の同行援護の見込数を加え、障がいのある人のニーズ等を踏まえて算出しました。
日中活動系	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害程度区分に該当する人の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえるとともに、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労移行支援	推計に際しては、以下の①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。 ①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数。 ②特別支援学校等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数。 ③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数。
	就労継続支援（A型）	就労継続支援（A型）の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援（B型）	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	療養介護	現在の重度心身障害児施設、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる人のニーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。
居住系	共同生活援助 共同生活介護	施設入所からグループホーム、ケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、ケアホーム等での対応が困難な人の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
相談支援		障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。

## 2 サービス見込量一覧

### (1) 訪問系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	延時間数/月	1,810	1,930	2,030

### (2) 日中活動系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実利用者数/月	36	38	40
自立訓練	機能訓練	1	1	1
	生活訓練	3	3	3
就労移行支援	実利用者数/月	10	11	11
就労継続支援	A型	1	1	1
	B型	60	65	70
療養介護	実利用者数/月	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	延入日/月	108	110	113

### (3) 居住系サービス

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数/月	27	29	32
	うち知的障がい者	22	24	27
	うち精神障がい者	5	5	5
施設入所支援	実利用者数/月	20	20	20

### (4) 相談支援（サービス利用計画等の作成）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実利用者数/月	3	10	31
地域相談支援	実利用者数/月	1	4	5
	地域移行支援	0	1	2
	地域定着支援	1	3	3

### 3 訪問系サービス

#### 【サービス内容】

##### ①居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### ③同行援護

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

##### ④行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

##### ⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計で月間延 2,030 時間分と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延時間数/月	1,810	1,930	2,030

#### 【訪問系サービスにおける見込量確保のための方策】

第 2 期計画に引き続き障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

## 4 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 【サービス内容】

常にサービスを必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【利用者像】

- ・ 障害程度区分 3 以上（施設入所者は区分 4 以上）
- ・ 年齢が 50 歳以上の場合は、障害程度区分 2 以上（施設入所の場合は区分 3 以上）

#### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者人数を 40 人と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	36	38	40

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### 【サービス内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【利用者像】

機能訓練…地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上などを図るための理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション支援が必要な身体障がい者など

生活訓練…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等を図るための支援、併せて日常生活上の相談支援事業者や就労支援センターなど、関係サービス機関との連絡調整が必要な知的、精神障がい者など

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、機能訓練月間実利用者人数を 1 人、生活訓練月間実利用者人数を 3 人と計画します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
機能訓練	実利用者数/月	1	1	1
生活訓練	実利用者数/月	3	3	3

### (3) 就労移行支援

#### 【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 【利用者像】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる 65 歳未満の人

#### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者数を 11 人と計画します。

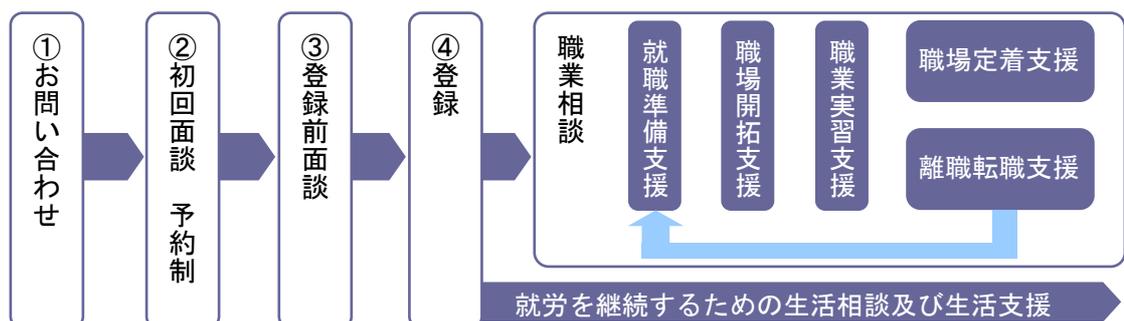
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	10	11	11

#### 【見込量確保のための方策】

平成 23 年 12 月より「就労支援センター」を開所しました。支援センターのいっそうの周知と活用促進を図ります。

### 瑞穂町障害者就労支援センター

障害者就労支援センターは、「就職したい」と思っている障がいのある方に対して就職準備や就職活動、仕事の継続を支援するセンターです。



#### ●ご利用案内●

開館日 : 月曜日～金曜日  
 開館時間 : 午前 9 時～午後 6 時  
 休館日 : 土曜日・日曜日・祝日・年末年始  
 連絡先 : 042-568-0139

- 就職準備のための支援
- 就職先探しの支援
- 就業生活の継続のための支援
- 就職後の職場定着の支援
- 福祉サービス等の利用支援

## (4) 就労継続支援 (A型・B型)

### 【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

「A型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

「B型（非雇用型）」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会が提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

### 【利用者像】

A型…就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に65歳未満の人

B型…就労移行支援事業を利用したものの企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会等を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人

### 【事業量見込】

平成26年度の事業量は、就労継続支援A型の月間実利用者人数を1人、就労継続支援B型の月間実利用者人数を70人と計画します。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 (A型)	実利用者数/月	1	1	1
就労継続支援 (B型)	実利用者数/月	60	65	70

## (5) 療養介護

### 【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### 【利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害程度区分5以上の人

### 【事業量見込】

平成23年度までの利用実績はゼロですが、平成26年度の事業量は、月間実利用者人数を2人と計画します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数/月	2	2	2

## (※) 児童デイサービス

### 【サービス内容】

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

### 【制度改正による見直し】

障がい児支援の強化を図るため、障がい種別に分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されることとなりました。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として実施されることとなります。

従って、障害者自立支援法の位置付けではなくなるため、第3期計画の項目としての見込は行わないこととします。

## (6) 短期入所（ショートステイ）

### 【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### 【利用者像】

在宅者で、介護者の疾病等を理由として自宅外での介護が短期的に必要な障がい者（児）

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間延 113 人日と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延人日/月	108	110	113

## (7) 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となることから、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

## 5 居住系サービス

### (1) 共同生活援助・共同生活介護

#### 【サービス内容】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

#### 【利用者像】

共同生活援助…就労している人、または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助を必要とする人

共同生活介護…生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人

#### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、共同生活援助、共同生活介護あわせて月間実利用人数を 32 人と計画します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数/月	27	29	32
うち知的障がい者	実利用者数/月	22	24	27
うち精神障がい者	実利用者数/月	5	5	5

## (2) 施設入所支援

### 【サービス内容】

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

### 【利用者像】

施設に入所する障害者で、①障害程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の生活介護利用者、②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

### 【事業量見込】

平成26年度の事業量は、月間実利用者数を20人と計画します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数/月	20	20	20

## (3) 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら整備していくとともに、空き家等の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

## 6 相談支援（サービス利用計画等の作成）

### 【サービス内容】

計画相談支援：障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者及び障害福祉サービスを利用する障がい児のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

地域移行支援：障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

地域定着支援：施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

### 【利用者像】

入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援が必要となる人や、単身等のため自ら指定障害福祉サービス事業者との連絡調整を行うことが困難な人で、町が認めた人

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、以下のように計画します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実利用者数/月	3	10	31
地域相談支援	実利用者数/月	1	4	5
地域移行支援	実利用者数/月	0	1	2
地域定着支援	実利用者数/月	1	3	3

### 【相談支援における見込量確保のための方策】

「サービス利用計画の作成」は、原則全ての障害福祉サービス利用者に拡大され、計画の作成を行う「指定特定相談支援事業者」の指定を市町村が行うこととなります。町内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うとともに、「自立支援協議会（61 ページ参照）」などを活用し、事業者間の連携を促進する中で、サービス利用計画の量的・質的確保を図ります。

## 第2章 地域生活支援事業

---

### 1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別	サービス見込量試算の考え方
地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を勘案してサービス見込量を算出しました。

## 2 サービス見込量一覧

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
	基幹相談支援センター	—	—	実施	
	自立支援協議会	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/月	1	1	1	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業/件	5	10	15	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	委託件数/件	8	8	8
	自立生活支援用具	委託件数/件	9	9	9
	在宅療養等支援用具	委託件数/件	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	委託件数/件	6	6	6
	排泄管理支援用具	委託件数/件	496	507	519
	住宅改修費	委託件数/件	1	1	1
移動支援事業	実利用者数/月	68	69	71	
地域活動支援センター（Ⅱ型）	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
	実利用者数/月	47	48	50	
知的障害者職親委託制度	委託件数/件	1	1	1	
日中一時支援事業	実利用者数/月	11	12	13	
社会参加促進事業	自動車運転免許取得	実利用者数/月	1	1	1
	改造助成事業	実利用者数/月	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	3	3	4	
更生訓練費給付事業	実利用者数/月	2	2	2	
障害児等タイムケア事業	実利用者数/月	31	32	33	

### 3 地域生活支援事業の推進

#### (1) 相談支援事業

##### 【サービス内容】

相談支援事業は、障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的とする事業です。障がい者に、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用援助、就労についての相談支援などを行います。

また、「基幹相談支援センター」は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

##### 【事業量見込】

平成 26 年度までの事業量は、以下のように計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
基幹相談支援センター設置	—	—	実施
自立支援協議会※	実施	実施	実施

##### 【見込量確保のための方策】

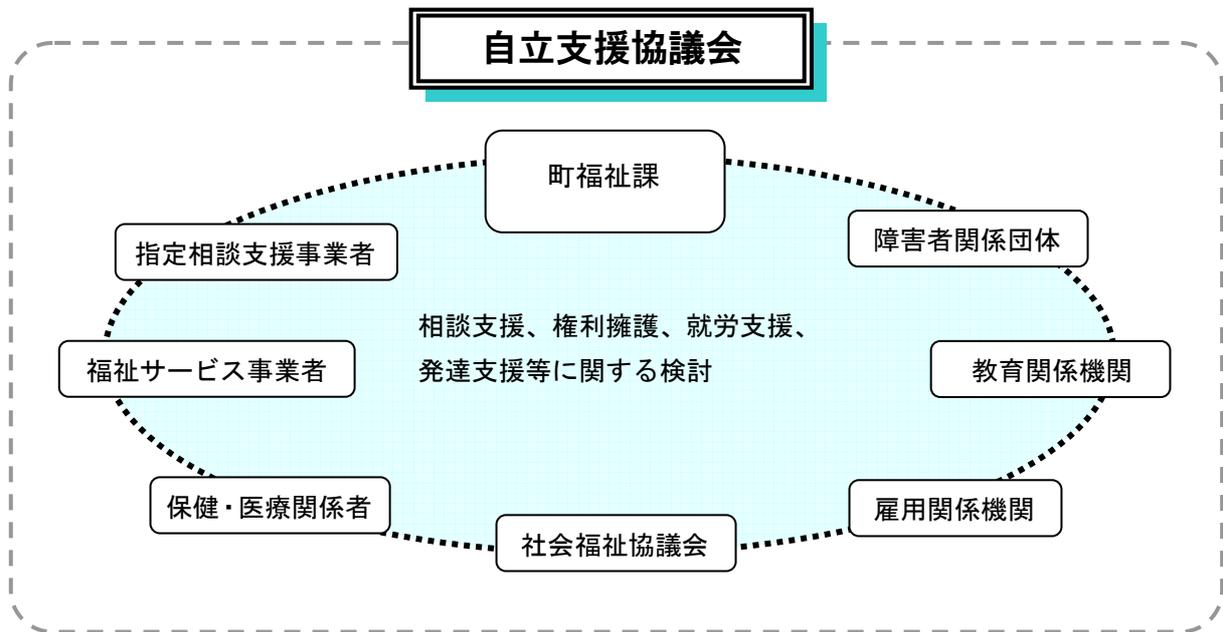
町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

##### ※自立支援協議会

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本町では、障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

## 自立支援協議会の構成イメージ



## (2) 成年後見制度利用支援事業

### 【サービス内容】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に対し、費用の一部を助成します。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用見込み者数を 1 件と計画します。

単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	1	1	1

### ※成年後見制度

知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人が財産の管理等において不利益を被らないように保護し支援する制度です。

### (3) コミュニケーション支援事業

#### 【サービス内容】

コミュニケーション支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含まれます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

#### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を 15 件と計画します。

単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業/件	5	10	15

#### 【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

## (4) 日常生活用具給付等事業

### 【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成しています。

### 【事業量見込】

平成 26 年度までの事業量は、以下のように計画します。

単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	8	8	8
自立生活支援用具	9	9	9
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	496	507	519
住宅改修費	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

## (5) 移動支援事業

### 【サービス内容】

移動支援事業は、訪問系介護給付5サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

### 【事業量見込】

平成26年度の事業量は、月間実利用者数を71人と計画します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数/月	68	69	71

### 【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。

## (6) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

### 【サービス内容】

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

### 【事業量見込】

平成26年度の事業量は、実施4箇所、月間実利用者数を50人と計画します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
実利用者数/月	47	48	50

### 【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。

## (7) 知的障害者職親委託制度

### 【サービス内容】

職親（民間の事業経営者等）に委託して知的障がい者の生活指導・職業指導等を行います。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、委託件数を 1 件と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
委託件数	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

必要な職親の確保に努めます。

## (8) 日中一時支援事業

### 【サービス内容】

日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者（児）などに活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者数を 13 人と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	11	12	13

### 【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。

## (9) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

### 【サービス内容】

身体障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取る場合や、自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得費の補助や改造費用の助成を行う事業です。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、免許取得人数を 1 人、改造助成を 2 件と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
免許取得（人）	1	1	1
改造助成（件）	2	2	2

### 【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

## (10) 訪問入浴サービス事業

### 【サービス内容】

介護保険制度のサービス対象に該当しない 65 歳未満の重度心身障がい者で寝たきり等のため入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、組み立て式浴槽による入浴介助を行います。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者数を 4 人と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	3	3	4

### 【見込量確保のための方策】

必要なサービス量を実施していきます。

## (11) 更生訓練費給付事業

### 【サービス内容】

施設に入所または通所して更生訓練を受けている障がい者に、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者数を 2 人と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	2	2	2

### 【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

## (12) 障害児等タイムケア事業

### 【サービス内容】

障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等から下校した後、活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする事業です。

### 【事業量見込】

平成 26 年度の事業量は、月間実利用者数を 33 人と計画します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数/月	31	32	33

### 【見込量確保のための方策】

既存施設の有効活用を図り、サービス量の確保に努めます。



—第6編 計画の推進—



# 第1章 推進体制

---

## 1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある人が円滑にサービスを利用することができるように、町のホームページや広報等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法等について周知の徹底を図り、安定した利用が確保されるように努めていきます。

## 2 サービス提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むとともに、施設や企業等関係するその他の機関にも広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

## 3 相談支援体制の構築、「自立支援協議会」の設置

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談体制の構築が不可欠だと考えます。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の実務者から成る「自立支援協議会」を設置し、相談支援体制に関わるネットワークの構築・強化を図ります。

## 4 町民との協働体制の構築・強化

障がいのある人が自立した生活を営むのに必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障がいのある人や障がい者団体と密接な連携を保ち、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報の保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報の提供に努め、行政と町民による協働体制の構築・強化を図ります。

## 5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、担当課だけでなく関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、広域的な調整や、サービスの質の向上を図るための人材養成やサービス評価等東京都における取組が不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。

## 第2章 計画の達成状況の評価・点検

---

毎年、サービス見込量についての目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、障がいのある人へのアンケート調査等を適宜実施してサービスの利用実態や評価を把握するとともに、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況について質的にも調査を行います。

各種の情報・要望については、地域保健福祉審議会等において毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

## 第3章 町民意見等の計画への反映

---

計画の内容に関しては、町のホームページや広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

—資料編—



## 1 障害の「害」の表記について

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」「障がいのある方」「〇〇の不自由な方」「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとするを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直しを行うことがあります。

## 2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日  
条例第 3 号

(設置)

第 1 条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 保健福祉関係施設の代表者 3 人以内
- (3) 保健福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 公共的団体の代表者 5 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (6) 公募委員 3 人以内
- (7) 町職員 4 人以内

2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第 8 条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(平成 20 条例 1・平成 23 条例 4・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 6 月 23 日規則第 33 号で、平成 17 年 6 月 24 日から施行)

附 則(平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日  
規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成 17 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第 2 条 条例第 8 条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第 3 条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第 4 条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

## 4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

### ■瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	氏名	役職名等
学識経験者	村井 祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	小山 良一	(社) 瑞仁会 良友園 施設長
	菅原 宣夫	むさしの保育園 園長
	大屋 敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 所長
保健福祉関係団体	川間 公雄	瑞穂町医師会 会長 みずほクリニック院長
	○粕谷 道子	西多摩保護司会瑞穂分区 副分区長
	渡辺 信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	難波 眞	(医) 幹人会 菜の花 顧問
	戸田 祐佳	子育てに関する団体
公共的団体	◎池田 弘	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 会長
	奥田 雄一	瑞穂町寿クラブ連合会 会長
	山口 斉	瑞穂町社会福祉協議会 事務局次長
	林 育子	瑞穂町健康づくり推進委員会 委員長
	川崎 佳子	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	友松 栄二	西多摩保健所 所長
	大浦 俊哉	立川児童相談所 所長
	大東 寛宜	西多摩福祉事務所 所長
公募委員	栗原 ひろみ	一般住民
	石蔵 陽子	一般住民
	小松原 久子	一般住民
町職員	鳥海 俊身	企画部長
	田辺 健	住民部長
	臼井 治夫	福祉部長
	坂内 幸男	教育部長
事務局	田中 光義	福祉部福祉課長
	石川 久江	福祉部福祉課福祉係長
	木崎 圭子	福祉部福祉課福祉係 主任

◎：会長 ○：副会長

■瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

委員氏名	選出区分等	備考
◎大 屋 敬 則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 所長	審議会委員
○新 井 功	瑞穂町身体障害者共生会 副会長	分科会委員
坂 本 一 雄	瑞穂町民生委員・児童委員	分科会委員
富 永 健太郎	田園調布学園大学	分科会委員
丸 野 仁 久	瑞穂町医師会 丸野医院	分科会委員
熊 谷 昌 博	瑞穂町福祉作業所 施設長	分科会委員
粕 谷 雅 人	瑞穂町社会福祉協議会	分科会委員
石 蔵 陽 子	一般住民	審議会委員
友 松 栄 二	東京都西多摩保健所 所長	審議会委員
臼 井 治 夫	福祉部長	審議会委員
田 中 光 義	福祉部福祉課長	事務局
関 谷 行 俊	福祉部福祉課障がい係長	事務局
設 楽 雅 之	福祉部福祉課障がい係 主任	事務局

◎：分科会会長 ○：分科会副会長

## 5 瑞穂町第3期障害福祉計画策定経過

期 日	内 容
平成 23 年 5 月 26 日	◆第 1 回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・第 3 期障害福祉計画の検討を専門分科会に付託
平成 23 年 8 月 2 日	○第 1 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・委嘱状交付 ・第 3 期障害福祉計画について ・アンケート調査（案）について
平成 23 年 11 月 2 日	○第 2 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・アンケート調査集計について ・第 3 期障害福祉計画構成案について
平成 23 年 12 月 9 日	○第 3 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・第 3 期障害福祉計画（案）について
平成 24 年 1 月 30 日	○第 4 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・第 3 期障害福祉計画（案）について
平成 24 年 3 月 16 日	◆第 2 回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・第 3 期障害福祉計画（案）について



## 瑞穂町第3期障害福祉計画

---

発行 平成24年3月  
瑞穂町

編集 瑞穂町 福祉部 福祉課 障がい係  
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地  
Tel. 042-557-0574 (直通)  
Fax. 042-556-3401  
ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>  
E-mail [fukusi@town.mizuho.tokyo.jp](mailto:fukusi@town.mizuho.tokyo.jp)